

<コメント>

## 「対話の場」の「変質」をめぐって

環境経済・政策学会（Seeps）2023年大会 企画セッション

「高レベル放射性廃棄物の地層処分と  
地域社会との「対話の場」を考える」

2023年10月1日（日） 東海大学

東京電機大学 寿楽 浩太



# おことわり

- 討論者は以下の政府審議会の委員を務めております
  - 2013.5～ 経済産業省 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 放射性廃棄物ワーキンググループ 委員  
(なお、同WGは2023.10より同調査会電力・ガス事業分科会 特定放射性廃棄物小委員会に改組予定)

※本日の話題提供は研究者個人としての見解を述べるものであり、所属機関や上記審議会等を代表して意見を述べるものではありません



# 「対話の場」のそもそもの意図

- ✦ 「対話の場」の淵源は放射性廃棄物WG「中間とりまとめ」（松岡報告）
- ✦ それが2015年「基本方針」で制度化
- ✦ 2023年の基本方針改定でも関連記述は維持



# 「対話の場」の変質

- ✦ ポイントは、「対話の場」のアイデアは地域のステークホルダーが主体となって設ける場（複数あってもよい）との意図であり、
- ✦ 国やNUMOの役割は「支援」であったはずなのが、
- ✦ いつの間にか、国・NUMO主導で設置する単一の「場」となってしまったこと



# 「対話の場」の変質

- 加えて、「地域の意向を尊重」が「首長の意向を尊重」に変質したこと
- その中で、「多様な関係住民が参画」「専門家等からの多様な意見や情報の提供の確保」が実質的に制約されていること



# 「基本方針」の書きぶり

概要調査地区等の選定が円滑に行われるためには、.....地域の主体的な合意形成が図られることが重要である。概要調査地区等の選定に向けた調査の段階から、多様な関係住民が参画し、最終処分事業について、情報を継続的に共有し、対話を行う場（以下「対話の場」という。）が設けられ、積極的な活動が行われることが望ましい。このため、機構及び国は、関係住民及び関係地方公共団体に対し、その有用性や活動内容の可能性を具体的に示す等により、対話の場が円滑に設置されるよう努めるものとする。また、機構及び国は、専門家等からの多様な意見や情報の提供の確保を含め、その活動を継続的かつ適切に支援するものとする。（強調は討論者が追加）



# 「対話の場」の変質

- ✦ 本来は 「対話の場」は「NUMOのもの」 ではない想定で制度がつくられた（と、WGでの議論に参加した討論者は理解している）
- ✦ しかし、実際にはNUMOが首長の意向を汲んで運営する場になっている
- ✦ 北海道の2町村の「対話の場」は 各町村とNUMOが「共同で設置」（各「対話の場」会則）



# オーナーシップの問題

- 実際の対話の場の運営を議事録や動画で見ると、**NUMOの担当者**  
**が会全体の司会役**を行い、ファシリテーターにバトンタッチして  
「対話」を実施し、会の最後ではまた司会が引き取って会を閉じる  
等の振る舞いをしている
- また、討論者自身の調査によると、NUMOは議題や専門家招へいなど  
の場の運営について「対話の場」の参加者の意向に加えて**首長の**  
**意向を相当程度、考慮**している
  - このことに鑑みると、対話の場での議論の分析を「市民の関  
心」の表現とそのまま受け取るには躊躇がある（松本報告）



# メンバーシップの問題

- 参加者の選出においても、NUMOは首長の意向を尊重
  - 対話による熟議（交わされる意見や合意の質を高めることを目的とする）のためよりも、利害調整の場という理解から議員や関係諸団体の代表者をメンバーにしている印象
  - NUMOはしばしば、北欧の例を引き合いに、市町村議員をメンバーとすることの正当性を言うが、統治機構や政治文化の差に十分に鑑みた助言とは言えないのでは
  - 寿都町における批判的な人びとの不参加（離脱）は「対話の場」の本質（「中間取りまとめ」や「基本方針」が示した理念）に照らして致命的



# 場の公開性の問題

- ✦ 対話の場が利害当事者（首長＝調査への応募者とNUMO＝事業者）により、利害調整・合意形成の場でもあるとの理解含みで設置されれば、当然、参加者は強い政治的利害のもとで緊張感を持って場に参加せざるを得ない
- ✦ 対話の場が一部非公開であることについて批判もあるが、現状ベースでは、そうでもしなければ参加者の政治的・心理的安全性を確保できない面もある



# 現状の「対話の場」は「対話の場」か

- 現状の対話の場は地域でのメタ合意を取り付けないまま、首長の政治的リーダーシップのもとで事業者であるNUMOが設ける利害調整メカニズムの一環になってしまっている
- その中では、意見や疑問の正味の内容ではなく「誰が何を言ったか」という政治的な文脈がどうしても強調されざるを得ず、本来の趣旨から外れているとの評価・批判はいわば当然の帰結



# 現状の「対話の場」は「対話の場」か

- 国・NUMOには、放射性廃棄物WG「中間とりまとめ」や国の「基本方針」が提示した「対話の場」の本旨を再確認してもらわねばならない
- 両者は文献調査入りに当たってWGに何も諮らず、助言も求めずに「対話の場」を始めたのだから尚更
- その際には2町村での「場」の第三者機関による検証、当事者からの一次情報によるフィードバックも不可欠



# 前提条件と見通しの提示を

- また、メタ合意の際に含められ、踏まえらるべき事項はもっとあったはず
- 文献調査の基準や調査結果のチェックの段取り  
(竹内報告)
- 対話を踏まえて最終的に地域の意思を取りまとめる  
プロセス
- 近隣自治体や広域自治体（道）との協議のプロセス



# 前提条件と見通しの提示を

- さらに言えば、今後、調査入りする自治体が本当に増えた場合にどのように絞り込みに進むのか、優劣はどう決まるのかなども全く示されていない
- 国・NUMOはいわゆる「ゲームのルール」（この表現には多分に語弊があるが）をあらかじめ明らかにしない部分を多く残したまま、各地域に「理解」を求めすぎているのではないか



# 留意事項：文献調査の位置づけ

- 松岡報告の言う、「文献調査は社会的プロセスでもある」は社会科学的な認識の視座としては有用
- ただし、国・NUMOも、2町村での文献調査入り前後から突如、「文献調査は理解活動の一環」と言い出しており、異なる文脈で文献調査を社会化・政治化している点に留意が必要



# 留意事項：文献調査の位置づけ

「西村康稔経済産業相は26日の閣議後記者会見で、原発から出る高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分場選定に向けた文献調査は「地質に関する文献データを調査・分析して情報提供することで議論を深めてもらうためのもので、対話活動の一環だ」として「処分地選定に直結するものではない」と強調した。」（2023.9.26 共同通信、強調は討論者が追加）